

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請

・・・ 2

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和5年4月13日

関東運輸局長 新田 慎二

1. 申請事案の概要

- (1) 事案番号：23C1
- (2) 事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請
- (3) 事案の概要
 - ① 申請年月日：令和5年3月28日
 - ② 申請者：東武バスセントラル株式会社
 - ③ 適用路線：東京都特別区内の一般路線バス全路線
 - ④ 平均改定率：7.15%
 - ⑤ 現行・申請運賃比較表

(単位：円)

片道運賃		通勤定期1ヶ月	
現行	申請	現行	申請
現金・IC	現金・IC		
220	240	9,900	10,800

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の(1)～(4)の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。(郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。)

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案の件名及び事案番号
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課
以上

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和5年4月13日

関東運輸局長 新田 慎二

1. 申請事案の概要

- (1) 事案番号：23C2
- (2) 事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請
- (3) 事案の概要
 - ① 申請年月日：令和5年3月30日
 - ② 申請者：富士急バス株式会社
 - ③ 適用路線：一般路線バス全路線
 - ④ 平均改定率：13.0%
 - ⑤ 初乗り運賃：180円（現行：現金160円、IC160円）
 - ⑥ 主要区間における現行・申請運賃比較表

(単位：円)

区間	片道運賃			通勤定期1ヶ月	
	現行		申請	現行	申請
	現金	IC	現金・IC		
富士山駅～甲府駅	1,600	1,600	1,810	67,200	76,020
河口湖駅～山中湖旭日丘	790	790	890	33,180	37,380
大月駅～大月中央病院前	160	160	180	6,720	7,560
都留市駅～道の駅つる	310	310	360	13,020	15,120
上野原駅～新井	270	270	300	11,340	12,600

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の(1)～(4)の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案の件名及び事案番号
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課
以上

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和5年4月13日

関東運輸局長 新田 慎二

1. 申請事案の概要

- (1) 事案番号：23C3
- (2) 事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請
- (3) 事案の概要
 - ① 申請年月日：令和5年3月30日
 - ② 申請者：富士急湘南バス株式会社
 - ③ 適用路線：一般路線バス全路線
 - ④ 平均改定率：13.2%
 - ⑤ 初乗り運賃：180円（現行：現金160円、IC160円）
 - ⑥ 主要区間における現行・申請運賃比較表

(単位：円)

区間	片道運賃			通勤定期1ヶ月	
	現行		申請	現行	申請
	現金	IC	現金・IC		
小田原駅～成田	300	300	340	12,600	14,280
国府津駅～田島石橋	190	190	210	7,980	8,820
新松田駅～山北駅	370	370	420	15,540	17,640
新松田駅～寄	520	520	590	21,840	24,780
新松田駅～西丹沢ビジターセンター	1,210	1,210	1,360	50,820	57,120

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の(1)～(4)の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。(郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。)

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案の件名及び事案番号
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課
以上

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和5年4月13日

関東運輸局長 新田 慎二

1. 申請事案の概要

- (1) 事案番号：23C4
- (2) 事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請
- (3) 事案の概要
 - ① 申請年月日：令和5年3月31日
 - ② 申請者：神奈川中央交通西株式会社
 - ③ 適用路線：一般路線バス全路線
 - ④ 平均改定率：30.83%
 - ⑤ 初乗り運賃：230円（現行：現金180円、IC178円）
 - ⑥ 主要区間における現行・申請運賃比較表

(単位：円)

区間	片道運賃			通勤定期1ヶ月	
	現行		申請	現行	申請
	現金	IC	現金・IC		
平塚駅南口～明神前～須賀港	180	178	230	7,950	10,270
平塚駅南口～龍城ヶ丘・湘南海岸公園～平塚駅南口	180	178	230	7,950	10,270
秦野駅～富士見橋・警察署入口～羽根	200	199	310	8,890	13,840
秦野駅～土橋～渋沢駅北口	280	273	290	12,190	12,950
藤野駅～賽の神・やまなみ温泉～奥牧野	300	294	430	13,130	19,200

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の(1)～(4)の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。(郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。)

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案の件名及び事案番号
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課
以上